

# 美郷町空き家等活用移住定住促進事業補助金（宅地分譲整備事業～空き家活用型～）

## ○事業概要及び補助金額等

### 【宅地分譲整備事業（空き家活用型）】

■空き家を解体し、宅地分譲（空き家の土地に一戸建て住宅を建設する用地として第三者に販売提供する目的で行うもの）の整備を行う事業

### 【補助金額等】

#### ■補助対象経費

・空き家解体費、宅地整備費、道路整備費  
ただし、登記関係費は除きます。

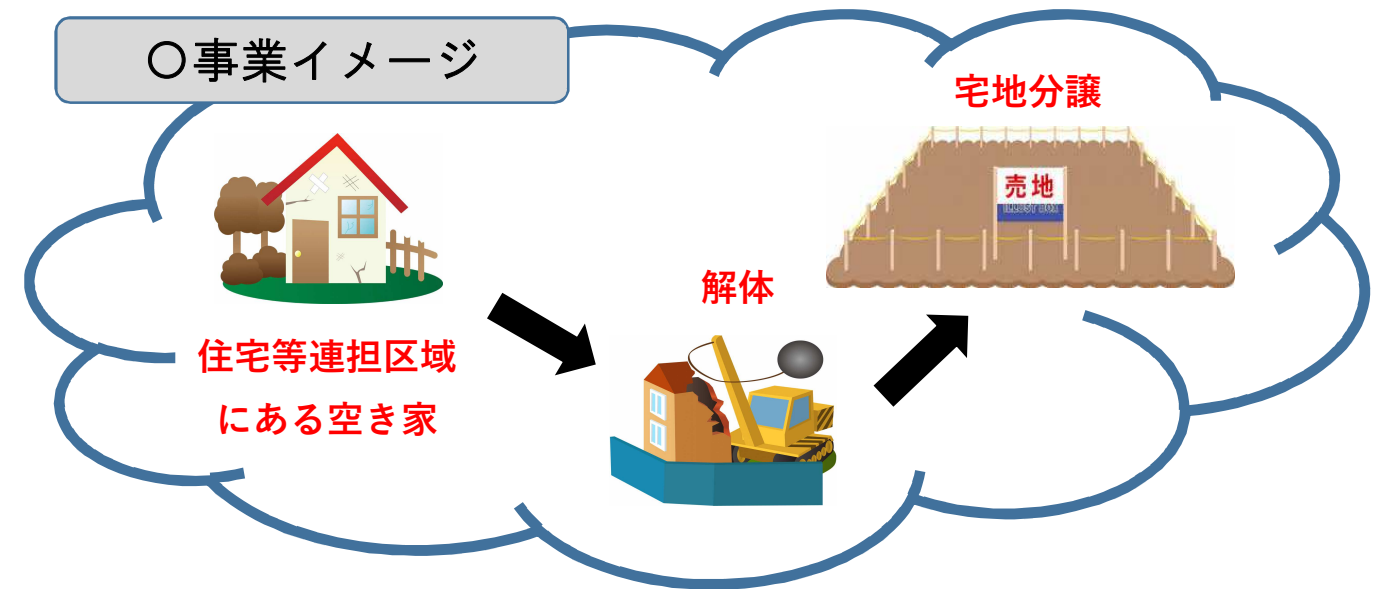
■補助率 補助対象経費の2分の1

■補助限度額 50万円/棟

■補助期間 当該補助事業が属する年度の3月31日まで

※事業完了後、3年以内に戸建て住宅が建設されることが必要です。

## ○事業イメージ



## ○ Check 1（空き家の条件は…）

■補助対象者が所有し、住宅等連担区域にある空き家が事業の対象となります。そのため、補助対象者以外の方が所有する空き家を活用し事業を行う場合は、事業実施前に空き家を取得する必要があります。

※空き家とは、次の①又は②のいずれかに該当することをいいます。

①美郷町空き家等の適正管理に関する条例施行規則に規定する空き家等の適正管理台帳に登録されている空き家

②美郷町空き家等情報登録制度要綱に規定する空き家等情報台帳に登録されている空き家

## ○ Check 2（住宅等連担区域とは…）

■住宅、空き家、空き地、店舗又は空き店舗が道路に沿って3以上隣接している区域をいいます。

## ○ Check 3（補助対象者は…）

■宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業を営む町内事業者です。

ただし、1区画の宅地分譲整備を行う場合は、町内事業者（宅地建物取引業を営むことを問わない）も対象となります。

## ○ 補助金交付フロー図

### ■補助金交付申請書を提出（事業着手の30日前）

※提出書類

- ①補助金交付申請書
- ②事業位置図
- ③土地の公図の写し
- ④土地の登記全部事項証明書
- ⑤空き家の登記全部事項証明書
- ⑥土地の求積図
- ⑦各区画の求積図
- ⑧現況写真 ⑨工事見積書

